

内閣参質二〇〇第七三号

令和元年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員宮沢由佳君提出林業の担い手育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員宮沢由佳君提出林業の担い手育成に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、林業への就業に対する関心を高めるため、多様な担い手育成事業による未就業者を対象とした林業就業体験の実施等への支援のほか、森林管理局において高等学校や大学等における森林・林業関係の講義や実習への講師派遣等を行うとともに、林業への就業後の定着を図るため、緑の青年就業準備給付金事業による林業への就業に向けて研修機関等において研修を受ける者に対する給付金の支給や、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による新規就業者を対象とした林業の技術を習得するための研修への支援等を行っており、これらの取組により林業の担い手の育成・確保を推進しているところである。

二及び三について

お尋ねの「林業に関する専門知識」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、林業への就業に必要な技術については、一について述べた研修等の機会に加え、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する林業労働力確保支援センターが実施する研修など、これを習得する機会が全ての都道府県において提供されているとこ

ろであり、政府としては、引き続き、これらのような施策の充実に取り組んでまいりたい。